

西南学院大学大学院研究科規則

1971(昭和46)年4月1日

制定

第1条 この規則は、西南学院大学大学院学則により、研究科規則において定めることとされている事項及び西南学院大学大学院研究科(以下「研究科」という。)において必要と認める事項を定める。

第2条 研究科の授業科目及び単位数は、大学院学則第12条別表の定めるところによる。

第3条 各研究科において学生が修得すべき単位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法学研究科及び経済学研究科の各博士前期課程においては、専修科目12単位及び選択科目18単位の合計30単位。ただし、大学院学則第15条第1項ただし書から第2項までに定める8単位以内の単位を選択科目18単位のうちに含めることができる。
- (2) 経営学研究科博士前期課程においては、専修科目10単位及び選択科目20単位の合計30単位。ただし、大学院学則第15条第1項ただし書から第2項までに定める8単位以内の単位を選択科目20単位のうちに含めることができる。
- (3) 文学研究科及び国際文化研究科の各博士前期課程においては、専修科目6単位を含む専修部門の科目16単位及び選択科目14単位の合計30単位。ただし、大学院学則第15条第1項ただし書及び第2項に定める8単位以内の単位を選択科目14単位のうちに含めることができる。
- (4) 神学研究科博士前期課程においては、基礎科目4単位、展開科目16単位、実習科目2単位及び特殊研究8単位の合計30単位。ただし、大学院学則第15条第1項ただし書から第2項までに定める8単位以内の単位を展開科目16単位のうちに含めることができる。
- (5) 人間科学研究科人間科学専攻博士前期課程においては、基礎科目4単位、展開科目18単位及び特殊研究8単位の合計30単位。ただし、大学院学則第15条第1項ただし書から第2項までに定める8単位以内の単位を展開科目18単位のうちに含めることができる。
- (6) 人間科学研究科臨床心理学専攻修士課程においては、基礎科目の必修科目から2単位、展開科目の必修科目から16単位、特殊研究8単位及び基礎科目と展開科目の選択科目から10単位の合計36単位。
- (7) 本大学院の科目等履修生として修得した単位は、8単位以内に限り、当該研究科委員会の審査を経て、前各号ただし書に定める8単位のうちに含めることができる。
- (8) 博士後期課程においては、各研究科の定める研究指導12単位を修得しなければならない。ただし、学位論文を提出するためには、法学研究科及び人間科学研究科を除いて博士後期課程の講義科目の単位2単位以上を修得しなければならない。

第4条 法学研究科、経営学研究科、文学研究科、経済学研究科及び国際文化研究科の授業科目のうち、博士前期課程においては、演習及び当該演習担当者の講義、特殊講義若しくは特殊研究を専修科目とし、博士後期課程においては、研究指導を専修科目とする。

- 2 神学研究科及び人間科学研究科の授業科目のうち、博士前期課程及び修士課程においては、特殊研究(演習)及び当該特殊研究担当者の特論を専修科目とし、博士後期課程においては、研究指導を専修科目とする。
- 3 学生は、前2項の専修科目のうちから1つを選び、自己の専修科目としなければならない。

第5条 学生は大学院担当の教員から1名の指導教員を定め、研究科長に申告しなければならない。

- 2 原則として、指導教員は第4条による専修科目を担当する教員とする。
- 3 指導教員の申告に際し、学生は当該教員の内諾をあらかじめ得ておかなければならない。
- 4 指導教員の決定は、研究科委員会において行う。

第6条 授業科目の単位修得の認定は、筆記又は口述試験若しくは研究報告等により、科目担当教員が行う。

- 2 前項の単位の認定は、原則として、各科目の授業の終了時に行うものとする。

第7条 授業科目の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもってあらわし、S、A、B及びCをもって単位修得と認定する。

- 2 前項の成績評語は、次の基準によるものとする。

- (1) S 100点より90点まで
- (2) A 89点より80点まで
- (3) B 79点より70点まで
- (4) C 69点より60点まで
- (5) D 59点以下

第8条 西南学院大学学位規則第4条に定める博士前期課程及び修士課程の学位論文及び同規則第14条に定める博士後期課程の学位論文を提出しようとする者は、その様式、提出期限などについて、研究科委員会で定める規程に従わなければならない。

- 2 西南学院大学学位規則第22条に定める「論文提出による博士」の場合の取扱いについては、研究科委員会で定める。

第9条 論文審査及び最終試験については、西南学院大学学位規則の定めるところによる。

第10条 単位を修得した者が希望するときは、研究科長は修得単位証明書を交付することができる。

附 則

この規則は、1971(昭和46)年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1972(昭和47)年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1974(昭和49)年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1975(昭和50)年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1976(昭和51)年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1979(昭和54)年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1980年(昭和55年)4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1981年(昭和56年)4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1982年(昭和57年)4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1983年(昭和58年)4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1984(昭和59)年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1985(昭和60)年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1986(昭和61)年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1987(昭和62)年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、1995(平成7)年4月1日から施行し、1995(平成7)年度入学生から適用する。

附 則

この改正規則は、1997(平成9)年4月1日から施行し、1997(平成9)年度入学生から適用する。

附 則

この改正規則は、1999(平成11)年4月1日から施行し、1999(平成11)年度入学生及び科目等履修生から適用する。

附 則

この改正規則は、2000(平成12)年4月1日から施行し、2000(平成12)年度入学生から適用する。

附 則

この改正規則は、2001(平成13)年4月1日から施行し、2001(平成13)年度入学生から適用する。

附 則

この改正規則は、2002(平成14)年4月1日から施行し、在学生全員に適用する。

附 則

この改正規則は、2005(平成17)年4月1日から施行し、在学生全員に適用する。

附 則

この改正規則は、2006(平成18)年4月1日から施行し、在学生全員に適用する。ただし、第3条第1項第2号については、2006(平成18)年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2007(平成19)年4月1日から施行し、在学生全員に適用する。

附 則

この規則は、2009(平成21)年4月1日から施行し、在学生全員に適用する。

附 則

この規則は、2011(平成23)年4月1日から施行し、在学生全員に適用する。

附 則

この規則は、2012(平成24)年4月1日から施行し、2012(平成24)年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2013(平成25)年4月1日から施行し、2013(平成25)年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2015(平成27)年4月1日から施行し、2015(平成27)年度入学生から適用する。た

だし、第3条第1項(7)のただし書きのうち、経営学研究科博士後期課程の講義科目の単位については、2014(平成26)年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、2016(平成28)年4月1日から施行する。